

時論

交通行政統一論

田 中 好



○

國民經濟生活の進展を圖るが爲に交通機關の發達を期すべきことは、今更贅言を要しない、之が爲には各交通機關の持する其の職能に應じて其の機關自體の發達改善に盡すこと固より必要な所であるが、國民の交通は唯だ一交通機關の作用する範圍内のみ始終すべきものではなくて、各

種の交通機關を通じて始めて吾人の交通慾望を満足せしむべきものである、茲に於て各種交通機關の間に脈絡あることを要し、其の脈絡は交通の要求と交通經濟とに即した系統的のものなることに依つて始めて完全を得るのである。

交通機關をして系統的に整調することは一に交通網の樹立に俟たなければならぬ、交通網を樹立確定し交通機關を

整調することは國民經濟の發展向上を圖る上に於て國家が爲すべき交通政策の最大重要事であつて、之を策するには國民經濟生活の全體から觀て適當とするものたるを要し、之が確定の任に當るべき國家の機關が、單一の意思決定者たるに依つて始めて爲し遂げ得べきことであつて、之が確立の權能を各省に分屬せしむるが如き、現制度を以てしては殆んど不可能事と言はなければならぬ。

○

現行各省官制に依ると交通行政の分配は區々に岐れ、鐵道大臣は國有鐵道及其の附帶の業務を管理し地方鐵道及軌道を監督し、逓信大臣は郵便小包郵便電信電話及航路標識を管理し發電水力航空に關する事務を掌り、電氣造船水陸運輸に關する事業及航路船舶海員を監督し、内務大臣は土木行政の範圍に於て道路河川湖沼池海運河港灣に關する事項を管理する等夫れ々三省に於て分割管理され、陸運は遞鐵内の三省に、水運は遞内二省に分屬し交通機關相互の完全なる連絡は得て望むべからざるの状態に在るのである

之が爲に内務大臣が港灣を築造しても之に接続する臨港鐵道の敷設相伴はざるものがある、鐵道が敷設せられ停車場が設置されても後方地帯から之に接続する道路が築造されない場合も存するのである、更に水運殊に港灣に至つては最も甚しく物的設備は内務の管理に屬するも、其の他税關に關するものは大藏省の主管に港内航路に關することは逓信省に、鐵道棧橋に關しては鐵道省の管理に屬し、特定物貨の輸出入に關しては農林商工兩省の干渉する所であつて、交通機關相互の連絡どころか一交通機關の管理に於てすら尙此の如きを以てして、交通機關の發達改善を期せむとするは、木に縁つて魚を求むるの類と評せざるを得ない。

現制度の示す交通機關不統一なることの改革に關しては夙に朝野有識者の間に論議せられ吾人亦之を主張する一再にして止まらず、現内閣成立以來産業立國策を聲明して之が爲には舊來制度の改革を企圖し、行政制度審議會を設置して大に世論の要求に應ぜむとし、吾人も此會議の活動に多大の期待を囑し、産業進展の爲には當然不合理なる交通

行政制度の改廢あるべきを期したのであつた、然るに世上傳ふる所に依ると、現時遞信省の管理に屬する陸上運送に關する事項を鐵道大臣の所管に移す事に議決したに過ぎないと言はれ、吾人の期待を裏切る事甚だしく遺憾に堪へない。

現行官制が水陸運輸に關する事項を遞信省所管たらしめたのは、吾人の希望する交通行政統一の思想に胚胎したのであつて、當時國有鐵道を遞信省所管たらしめたが爲に水陸運輸に關する事項を附加せしめたのでは無い、従つて國有鐵道の經營に當るべき鐵道省に陸上運送に關する事項を移管するのは、水陸交通に關する行政を兩省に分離せむとする思想に出づるのであつて、行政統一の思想に遠ざかる結果と爲つたのである、固より鐵道省は國有鐵道經營の權限を有し陸上交通に關する一部を實行しつゝあるものではないが、夫れはたゞ起業主體としての現業を執行するに外ならないのであつて、地方鐵道の監督若くは南滿鐵道の監督權を有せしめたのは畢竟附隨的に便宜附加せしめたのに

過ぎない、故に行政系統から言ふならば起業主體としての國家機關と、交通行政統制の機關とは全然分離して行政するのが當然であるに拘はらず、更に之に附加するに陸上運輸に關することを以てしたのは陸運行政が遞信省の權限に存するのと五十歩百歩の差に外ならないのである。

吾人が常に主張する所は郵便を始め電信電話郵便貯金等の現業及國有鐵道經營の現業は一省に之を統一し、水陸運輸に關する所謂交通行政中權力關係に屬することを亦一省に統一することである、従つて現行官制の下に言ふならば遞信省鐵道省及内務省土木局を廢止して、現業を主管する運輸省と交通行政を主管する交通省とを興すことに依つて、一局を廢止するの利益を得るの外容易に交通行政統一の理想を實現することを得るのである、若し夫れ郵便貯金若くは保險等の事務は其の統轄を大藏省に移付するを得ば二省と一局の廢止に依る餘分の效果と言ふべきである。

○
いつも内閣の交代毎に嘶し立てらるゝものは行政制度の

改革と綱紀の肅正乃至は行政整理であるが、行政制度の改革を實現した内閣の無いのは頗る遺憾とする所であつて、吾人は此度の内閣こそ之を實現すべきことを期したに拘はらず、叙上の始末に終つたのは如何なる理由に依るのであらうか、或は人件費の膨張を恐れたに由ると言ひ、或は臆官運動に黨内紛亂を來すを避くるが爲なりと言ふも、拓殖省を設置し殖民地行政の統一を圖らむことを議するのとき夫等は一として首肯し行べき理由では無い、之を爲し得ざるは畢竟餘りに舊來の事情に捉はれて事の新たなことを恐るゝの結果に外ならない、吾人の提唱する所を以てすれば、事務の分配を合理化せしめ、人件費の節約を行つて財政整理の實を擧ぐるは明かである。

吾人の主張が容れられざる今日に於て、交通行政は現在の儘に放任するを許すべきで無い、然らば如何なる手段を以て交通網を確立し交通行政の統一を圖つて産業立國の實を擧ぐべきか、其の手段固より多々あるであらうが、要は行政の統一連絡に在るを以て、交通行政を主管する機關を横

斷的に連絡せしむるを以て最も捷徑なりと思惟する、此手段としては交通會議を起して各種交通機關に關する施設改善の根本的方針を確定せしめ、各省は之が確定議に則して交通行政を執行するに至らば、吾人の所期は完全ならずとするも或る程度にまで達成するに至るのである。或は從來に於る會議組織の效果に立脚して其の不必要を論ずる者あるべしと雖其の會議決定の效力を確保するに在らば必ずしも從來の轍を踏むものと言ふべきでない、若し夫れ事業自體を不必要とするに在らば吾人は其の不明を憫むのである、行政制度審議會が管掌して調査審議する事務の範圍は廣汎に亘り、今後と雖産業立國策の爲に審議さるべき事項は頗る多い、幸に吾人の議を容れ陸上運送行政を遞信省より鐵道省に移したる交通行政統一の精神を更に擴張して、よし交通省の創設を再議決定する能はずとするも、せめて交通會議の設置に付審議し交通行政統一の實を擧ぐるを得ば、我が交通行政の刷新に寄與すること多大であらう、速に之が實現を希望して已まない。